

平成28年第8回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年7月11日(月)
午前9時30分 から 午前10時02分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者

(農業委員)

1番 塚田修彦	2番 平田秀夫
3番 坂西庄三	4番 山下正道
5番 小野三幸	6番 大仁田金次
7番 岡村貞夫	

4. 本日の欠席委員 (0名)

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第10号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4. 議案第11号 非農地判断について
日程第5. その他

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田 尚之・局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

7. 会議の概要

1, 開会

開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。

定刻になりましたので、只今から平成28年第8回の農業委員会総会を開会致します。

まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。

岡村会長

天草地域のふるさと・農地未来づくり運動の推進本部会議が、平成28年7月7日に天草広域本部で開催されました。苓北町からは、私と局長の野田課長さん、JAれいほくの組合長の溝上さん、営農課長の山田さんが出席した訳でございます。議題は、平成27年度活動経過報告及び重点地区取り組み状況について、平成28年度活動計画及び重点地区取り組み計画について協議をされました。農地を守り、集積し、基本理念の基に持続可能な地域づくりに必要な稼げる農業の実現のため、農地集積を中心としながら、次に掲げる関連事項について、地域自らが未来を描き、その実現に向けた取り組みを、行政及び関係団体が一体となって推進・支援するということでございます。まず1番目に、担い手の農地の集積、2番目に地域農業の担い手となる営農組織の強化、3番目に耕作放棄地の解消、美しい農村景観づくり、以上が天草地域農地未来づくり運動推進本部会議で進められた報告でございます。詳細につきましては、幹事会で検討がされている所でございます。それでは本日もよろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。
本日の総会は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。
どうぞよろしく願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議長

それでは、1番の塚田修彦委員さんと、2番の平田秀夫委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件につき説明致します。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町坂瀬川の田2筆合計1243㎡です。転用の目的は建設業用材木置き場です。

転用しようとする理由の詳細は、「借受人は、現在製材業を運営しているが、新たに材木置き場を確保する必要性が生じたため、近隣の土地を探していた。

申請地は県道に面している土地で、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地も無いことから、申請地を建設業用の材木置き場として転用したい。というものです。

申請地は4ページから6ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。

申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番
坂西委員

この物件につきましては、私も〇〇産業さんの方に行かせてもらってですね、土地的には、立地的に県道に面していて、ものすごく便利が良いということで、良い資材置き場になるのではないかと考えております。〇〇産業さんにお尋ねしたところ、会社の方も手狭になって、材木等が置けない様な状態ですので、新しい土地の確保ということで、承っております。どうかご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。整理番号1の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

5番
小野委員

書類を見ますと、地目は田になっておりますけど、現在は耕作しておられないんですね。

事務局 ここは、もう数年前から耕作放棄地でございまして、年数まではちょっとわからないんですけど、草が大分生えててですね、作れない状況ではありました。

5番 小野委員 そして、このお借りになる方は、借りる所と離れた所に製材所を持っておられるでしょ。手狭になったというのは、今製材所をしておられる所が手狭になったということで、こちらの方にも材木置き場として借りたいということですよ。

事務局 はい。そうです。

5番 小野委員 場所的には大分離れてますよね。

事務局 そうですね。車で5～6分でしょうかね。

議 長 事務所は、〇〇サッシさんの所にあるんですかね。

3番 坂西委員 隣にですね。

議 長 他にご意見ございますか。

事務局 私の方から、6ページの方をご覧頂きたいんですけど、図面の方ですね、7月8日に事務局長と現地確認を致しまして、排水関係を確認に行っております。図面の中で「町道」と書いてありますが、「県道」の誤りです。すみません。それと、排水計画については、県道沿いの排水溝と河川に流す計画になっておりましたが、申請地については、整地をした後に舗装をされないということでしたので、この土地の中で自然に処理をするということでしたということでした。残りについては河川の方に流すということで、計画を変更したいということでしたので、ご報告をしたいと思います。すみませんが、図面の修正が間に合いませんでしたので、口頭で説明させていただきました。図面の上に「水路」と書いてありますが、実際ここは「松原川」になります。すみません。以上が修正になります。よろしくお願ひします。

議 長

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、日程第3. 議案第10号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい。日程第3. 議案第10号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

9ページをお開き下さい。

新規設定で8件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年5カ月です。

続きまして、10ページをお願いします。

転貸で8件ございます。利用権の設定を受ける者は議案記載の個人です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は議案記載のとおりです。利用内容は議案記載のとおりです。期間は10年5カ月です。

続きまして、11ページをお開き下さい。

所有権移転で2件ございます。所有権の移転を受ける者は、熊本県農業公社です。所有権を移転する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。所有権を移転する者は議案記載の個人です。利用内容は普通畑です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

事務局 11 ページなんですけど、所有権移転の各筆明細がございます。これがですね、農地管理公社に売買ということでなっておりますが、通常の売買ですと、農地法の3条でですね、売買するんですけど、農地管理公社を使うとですね、有利な点があつて、利用集積計画で所有権移転をしています。どういった点が有利になるかと言いますと、売買するときですね、譲り渡し人の所有者の方がですね、800万円まで非課税になるとのことで、所得税がかからないとのことです。一回農地管理公社に売って、その後農地管理公社から耕作人に売るということで、した場合が800万円の控除がありますので有利になるとのことで、補足で説明させて頂きました。

議 長 住所が埼玉県になっておりますが、元々志岐の方ですか。

事務局 はい。〇〇の方です。先月非農地の手続きがあつた方です。

議 長 他に皆様方からご意見はございませんか。

(意見なし)

議 長 無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第10号は原案どおり許可することに致します。

議 長 続きまして、日程第4. 議案第11号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4. 議案第11号 非農地判断についてご説明いたします。今回、申請者の坂瀬川地区の農地1筆につきまして、非農地調査を行っております。

事務局

す。まず、13ページをお開き下さい。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

調査につきましては、平成28年6月13日に坂西委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図につきましては、14ページから16ページに図示しております。調査の結果につきましては、17ページに記載をしております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、坂西委員さんにご説明をお願いします。

3番
坂西委員

17ページを見て欲しいんですけど、6月13日に私と役場の方で現地調査を行いました。かなり道も狭くてですね、平成27年の大雨により、土砂が流入してですね、田んぼに土砂が入ってしまっている状況でですね、これを復元するというのは困難でもあり、〇〇さんも仕事を持っておられるし、管理が出来ないということでございますので、非農地申請をお願い致します。

以上でございます。

議長

これは1枚で1反3畝もある訳ですか。

3番
坂西委員

はい。おおかた土砂が入ってしまっています。

議長

只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(意見なし)

はい。ありがとうございました。調査対象の田について、農地に該当しないということでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の田につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地改良届けについて
2. 農地法施行規則第32条1項1号に基づく届出書（農地転用の制限の例外）について
3. 町長と苓北町認定農業者との座談会の開催について
4. 熊本県農業会議からの新任農業委員及び最適化推進委員合同研修会の開催について
5. 次回の農業委員会総会について
次回、平成28年第9回総会は、平成28年8月10日（水）午前9時30分からここ庁議室での予定です。

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第8回総会を閉会いたします。

閉会午前10時02分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____